

建築物の意匠登録制度の活用例 ——「病院」の意匠登録を事例に

協和特許法律事務所 弁理士 副田圭介

はじめに

令和元年意匠法改正により、我が国でも、建築物・内装の意匠登録が認められるようになりました。意匠登録の対象範囲が建築物・内装へ広がったことにより、建築物・内装に係るデザインの保護手段が拡がることと期待されます。一方、従来存在しなかった“建築物・内装を対象とする権利”としての意匠権が、どのような“権利”であるのかという点について、現在公表されている意匠法令・審査基準等のみに基づき、建築物・内装に係る業務に携わる者が、意匠権の権利範囲や事業上のリスクを理解・認識することは容易ではないと思われます。建築物・内装の意匠登録数が増加していくなか、建築物・内装に関する意匠権はどのように解釈されるべきなのか、より多くの議論がなされなければならない状況にあると考えられます。

この度、設計事務所として、我が国において初めて建築物「病院」の意匠登録を果たした株式会社三菱地所設計から、意匠登録に至るまでの過程において検討した出願時の留意事項や建築物・内装に関する意匠登録制度への期待について、意匠登録制度を活用するユーザー目線での意見を同社R&D推進部 安田健一氏、正木寧氏、医療福祉設計室 谷浩志氏、齊藤祐仁氏(以下、敬称略)に聞くことができましたので、「病院」の意匠登録事例を通じて紹介します。

1. 三菱地所設計と知的財産の取り組み

——まずは、貴社と知的財産の関わりについて教えてください。

当社は1890年、東京丸の内を近代日本のビジネス

の中心地として整備するべく、当時の三菱社によって設置された「丸ノ内建築所」に始まりました*1。2020年9月には創業130年を迎え、「+EMOTION 心を動かし、未来をつくる。」をブランドスローガンとし、建築・開発計画の企画、都市開発・環境に関するコンサルティング、建築土木の設計・監理をはじめ、リノベーション業務、都市・地域開発関連業務、各種コンサルティング業務等を幅広く行う組織設計事務所です*2。

当社の知的財産関係業務は、2018年頃まで企業法務を所掌している業務部が担当していましたが、今から3年程前に、建築に関する先進技術・環境技術の研究開発を推進するための部署としてR&D推進部[図1]が社長直轄部署として設置され、日々の建築プロジェクトの過程において創出される発明・考案・創作について、気軽に知的財産関連の相談ができるように、知財に関する窓口業務含め、知的財産業務全般を担当しています。

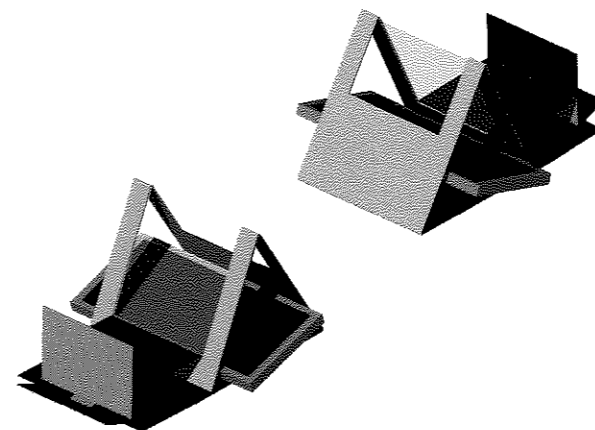
当社では「建築は、生活全般に係るものであるため、建築設計者は、自ら課題を発見し、その研究と探求から応用的発展を図る、いわばR&Dの精神を常に携えておくべき」という思想の下、全社員を対象として「研究開発企画調査業務制度」が設けられ

●図1 三菱地所設計R&D推進部のブランド

R&D

商標登録第6154600号

●図2 目の前にヴァーチャルな建築を出現させるMR (Mixed Reality) デバイス「スマホホロデオ」



紙製フレームの内側にスマートフォンをセットし、画面に表示された立体的な画像を宙に浮かせて見せる。R&D推進部のサポートを受けて企画が実現された (特許第6656460号・意匠登録第1664201号)

ています。この制度は、日々の業務において気づいたシーズやニーズを主体的に育てるための取り組みであり、企画に応じて予算をつけて、深掘りをできるように なっています [図2]。

従来、当社では、建築物のデザインについて、排他的な戦略をとることなく、どちらかというと侵害に対するリスク低減や、知財リスク対応に徹することが多かったと考えています。

令和元年意匠法改正以前は、意匠登録の対象がいわゆる動産に限られていたため、プロダクトとして製作されるものや、一部の建築物の部位(部品)に関するものについて権利取得が図られてきました。設計事務所は、製作者ではないため、メーカーや施行者との共同出願となることが多くなるという事情があり、設計事務所の性質上、一品制作である建築の設計監理業務において、ステークホルダーとの日々の打ち合わせなどからアイデアが発生したり、新規性のあるものが創られたりすることが多いという建築特有の事情により、共同出願が多くなる傾向があります。

*1 三菱地所設計社コーポレートプロフィール (2021年3月) に掲載の林総一郎代表取締役社長挨拶より抜粋。

*2 代表的な建築に、三菱一号館 (1894)、旧丸ビル (1923)、

サンシャインシティ (1978)、広尾ガーデンヒルズ (1987)、横浜ランドマークタワー (1993)、丸ノ内ビルディング (2002)、新丸ノ内ビルディング (2007)、丸ノ内パークビルディング・三菱一号館 (2009)、パレスホテル東京 (2012)、JPタワー (2012)、GINZA KABUKIZA (2013)、大名古屋ビルヂング (2016)、臺北南山廣場 (2018) がある (括弧内の数字は各建築の竣工年)。

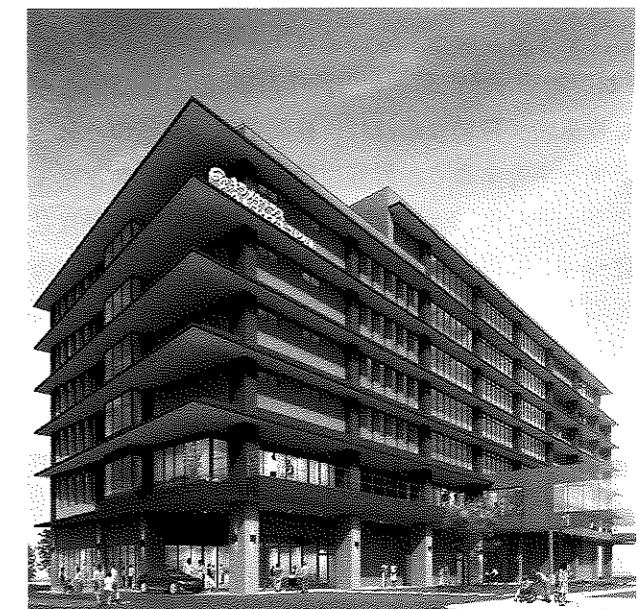
2. 建築物「病院」の意匠登録について

——意匠登録された「病院」とはどのような建築物でしょうか。

今回意匠登録された「病院」(意匠登録第1672637号、創作者: 谷浩志、渡邊剛良、齊藤祐仁) の図面において表現された意匠は、当社が設計・監理を行った鹿児島市の病院 キラメキテラスヘルスケアホスピタル (医療法人玉昌会) [図3] *3の病棟の一部です。看守りと触れあいで快適で充実した病棟空間を実現する、新たな病室配置を具体化した建築物です。

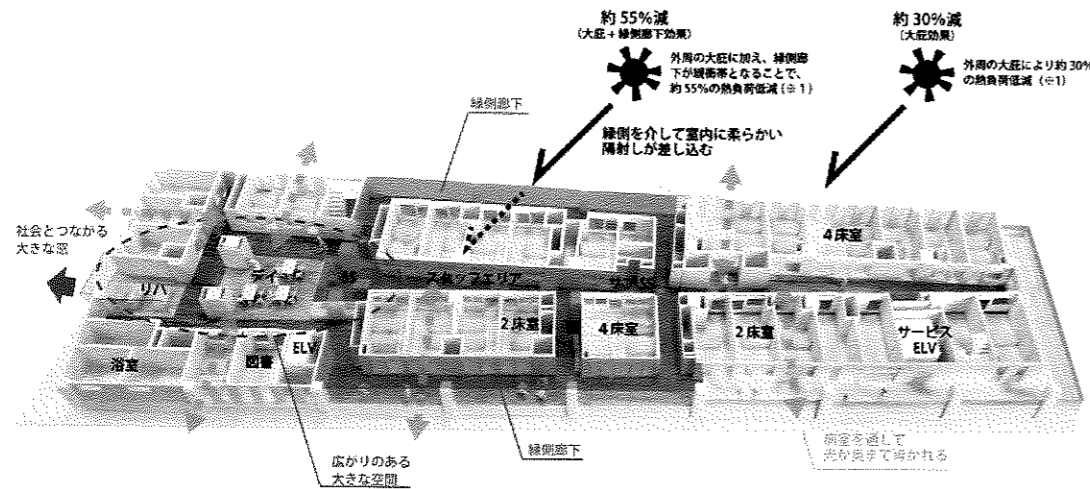
専門的要件の重なる病院(病棟)の平面計画は、画一化していくことが多いのですが、「今までにない病院を作りたい」というお客様のご要望を受け、新たな手法を提案したものです。

●図3 キラメキテラスヘルスケアホスピタル



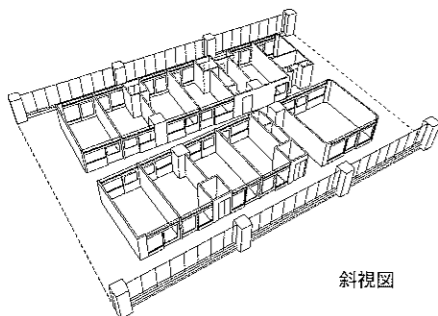
回復期・慢性期病院の外観 (イメージ)

●図4 縁側のある病棟計画*5

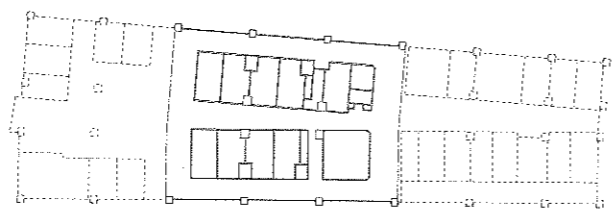


*1: 数値は鹿児島地域の気象条件およびキアラメテラスヘルスケアホテルで計画している大庭(約1.5m)の寸法による計算値とした
中央部のグレーの濃い部分が「病院」の意匠登録を受けた範囲に相当している*6

●図5 意匠登録第1672637号「病院」



斜視図



本建築物を採用した病院のフロアプランの一例を示す参考図

「ゼロ動線・縁側廊下」の創作背景

従来の一般的な病棟は、建築基準法に基づく採光基準を満たすよう、外部に面した病室配置となっていました。今回意匠登録された病院の「ゼロ動線病棟」では、縁側採光の規定*4を病院に適用し、外周部に「縁側廊下」(避難経路)を設けて、新たな病棟平面計画を実現したものです【図4】。

病院において提供される医療の質の向上を図り、入院する患者さんが病院で充実した時間を過ごすことができ、加えて看護スタッフの動線の距離をゼロ(最短)とするために病室と廊下の配置を従来例と逆転させています【図5】。

採光規定等の建築基準法で定められた基準を満た

すため廊下側はガラス張りとし、看守りのための出入口を設けた結果、病室の出入口は2カ所となり、同時にスタッフエリアからも病室を通して、時間や天気の移ろいなど外部環境の変化を感じることのできる、従来になかった病棟計画を実現できたものです【図6・7】。

R&D推進部への相談

「縁側廊下」を備えた病棟は新しい手法により設計したため、R&D推進部に共有しました。すると、建築物が意匠登録の対象になることが分かり、本件について特許事務所へ相談することにしました。

弁理士からは、病棟の一部も意匠登録の対象にな

●図6 「病院」のスタッフエリア側パース



(イメージ)

●図7 「病院」の縁側廊下エリア側パース



(イメージ)

ると考えられること、意匠登録の目的は第三者の排除のみに限られるものではないこと、などについて助言を受けました。

その後、設計者とR&D推進部との間で、①意匠登録により新規でオリジナルであることの公的な認定を受けられること ②建築作品が公示されることにより設計者のモチベーションの向上が期待されること ③意匠登録公報を建築の作品集・アーカイブとして活用できる可能性があること、について共通の認識を得ることとなりました。

病院理事長の意匠登録に対する理解

こうして、令和2年4月1日より改正意匠法が施行されることを受け、施主である医療法人玉昌会の高田昌実理事長に病院の意匠登録第一号を目指した知財活動を行いたい旨を相談しました。高田理事長には当社が考える意匠登録の趣旨を理解、賛同していただき、意匠登録出願を行うことが決定されました*7。

願書・図面の準備

意匠出願が決定された後、図面の作成に取りかかりましたが、設計事務所が作成する図面と意匠登録のために作成する図面には、大きなギャップがありました【図8】。

設計事務所として、建築の設計図面を読むことに問題はないのですが、意匠出願用の図面は設計図面と全く違ったものであり、意匠図面を理解するためには、弁理士から説明を受ける必要がありました。

また、設計図面を下図としてトレースして作成された意匠図面のチェック作業には、当初想像していたよりも長い時間がかかりました。

「特徴記載書」の添付

意匠出願の際、願書に「特徴記載書」を添付して出願することにより、出願人が、出願に係る意匠のどこが新しいと考えているのか、という点を説明することができます。

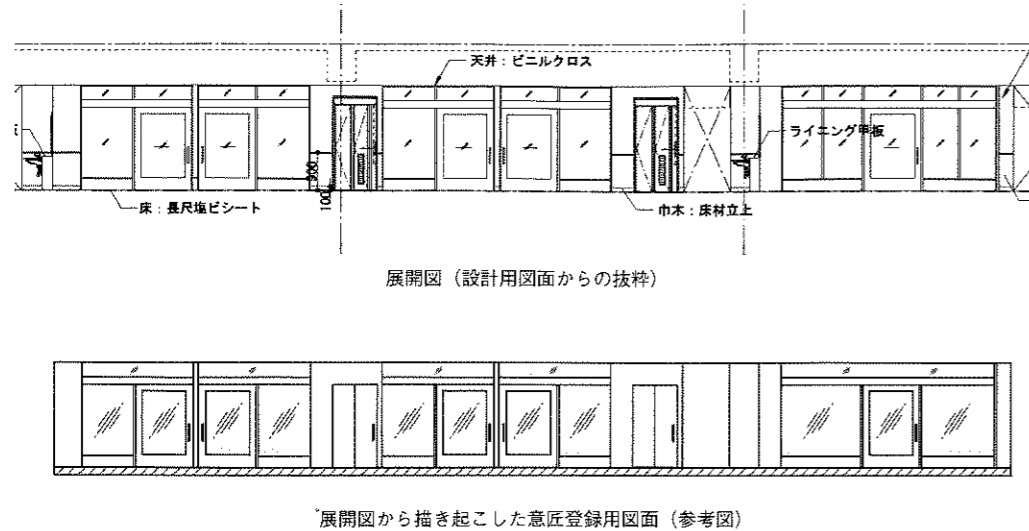
本件の意匠登録出願は、いわゆる権利範囲を意識したものではなく、本件の縁側廊下の病棟デザインが新たな手法により創作された平面设计に基づくものであることを明らかにすることを目標とした出願であったため、設計者自らが「特徴記載書」とその図面を作成しました。

新規性喪失の例外規定の適用

今回の病院の意匠出願の際に、新規性喪失の例外規定の適用(意匠法第4条第2項)を受けています*8。

建築には、そのライフサイクルにおいて、企画・設計・施工・運用の各フェーズが存在します。その

●図8 設計用図面（上）と意匠登録用図面（下）の相違



うち、企画・設計・施工の段階で、数年を要することもあります。このような建築特有の創作期間を考えると、最終的なデザインが固まる前に出願しなければならないという制約や、デザイン案が公開された後1年以内に出願しなければならない、といった出願時期の制約により、最終的に実施される意匠を出願するための機会を逸してしまうおそれがあると思います。

「早期審査の事情説明書」

令和2年4月1日に建築物・内装の意匠の出願を受け付けが開始された際には、建築物・内装の意匠は、早期審査対象となっていなかったものの、病院の従来例・先行文献に関する情報を積極的に提供したいと考えたため、早期審査の事情説明書を提出しました。もちろん、早期審査の対象とはなりませんでしたが、特許庁に対して、積極的に先行文献^{*9}を提示するための手段として活用できたのではないかと考えています。

出願から登録まで

本件意匠についての願書や図面、その他の書面のチェックを終えることができたのは、出願の受け付けが開始される直前の令和2年3月30日であり、令和2年4月1日に出願手続を行いました。その後、令和2年10月23日に登録査定を受領し、当日中に登

録料納付手続を行ったところ、令和2年10月27日に設定登録されました。令和2年11月16日付発行の意匠公報により、「病院」の意匠登録第一号となったことを確認することができたため、公報発行の翌日にプレスリリースで公表しました。

- *3 キラメキテラスヘルスケアホスピタル（医療法人玉昌会、鹿児島県鹿児島市高麗町43-11）
- *4 建築基準法施行令第20条第2項。採光基準を満たしながら、通常であれば外部となる箇所に廊下（兼、避難経路）を設けられる、というもの。
- *5 「緑側廊下」により直接病室が外気に面さなくなり、厳しい鹿児島の外部環境の影響を受けず、安定した光・温熱環境を有する病棟計画。詳しくは、『病院』（医学書院 2020年03月号通常号 Vol. 79 No. 3「病院が参画する“まちづくり”」 谷浩志・渡邊剛良・齊藤祐仁共著）参照。
- *6 意匠登録を受ける範囲についての見解は担当弁理士による。
- *7 キラメキテラスヘルスケアホスピタルのウェブページ（<https://www.kthc-hp.com/topics/983/>）でも公開されており、病院の特徴としてアピールされている。
- *8 前掲（*5）『病院』215頁において公開された「病院」の意匠について新規性喪失の例外規定の適用を受けている。
- *9 三菱地所設計は、本件意匠の背景となる一般的な意匠の水準を示す意匠資料として「病院設計 [6] 各部の設計・病棟」（建築資料研究社 馬場瑛八郎発行 1985年12月1日初版 1999年2月20日第9刷『建築設計資料 第11号 病院』28頁乃至第31頁）を提供した。なお、米国意匠特許出願手続では、特許性を判断するために必要とされる情報を開示するための情報開示陳述書（IDS; Information Disclosure Statement）の提出は出願人の義務とされている。

3. 意匠登録制度活用への思い

——令和元年改正意匠法を活用して見えてきた利点

や課題等があれば教えてください。

これまでの建築では当たり前のように思われていたところを新しい視点で検討し、施設を使用するスタイルそのものを変えるようなデザインが創作された際に、そのようなデザインを意匠登録し、オリジンとして公的に記録を残すことができるようになったという点で、意匠法の令和元年改正には意義があると感じています。

そのため、これまでの建築では当たり前のように思われていたところを、新しい視点で施設を使用するスタイルそのものを変えるデザインや、日々の建築の設計監理業務において、ステークホルダーとの日々の打ち合わせなどから新規性のあるデザインが創られた場合に意匠登録を検討していきたいと思っています。

この「病院」の意匠登録の事例を通してご理解いただけたと思いますが、当社では、意匠登録を通じて、建築物が新規でオリジナルであることの公的な認定を得ることや、設計者を適正に評価することを主眼に捉えており、現時点において、第三者による実施排除を第一義的な目的として考えて意匠登録出願を行っているものではありません。

言い換えると、今回の意匠法改正を、建築（建築物・内装）に関する「情報発信」手段として捉えて、活用してみたいと考えています。

建築物の意匠登録

建築物は、それを所有する人がいて、不特定多数のユーザーがいて、数十年といったスパンで使用され続けるものです。そして、建築物が使用される間には、建物の外観が同じでも用途を変更するためのコンバージョンや、資産移転やユーザー変更によるリニューアルが行われます。

また、類似する外観（形状）だとしても、一部の機能に共通性がなければ、それはデザインの派生形として存知されていくことであろうと推測できます。

そうした場合においても、意匠登録を通じてオリ

ジンを公的に認定されることでデザインの系譜に足跡を残すことができれば、意匠登録を通じた知的財産活動は、設計事務所のブランド形成に繋がっていくものとなり、有意義に機能してくれるのではないかと考えています。

内装の意匠登録

建築は内装も含めて、もともと“様式”といった考え方もあるくらいで、あることをモチーフにインスパイアされて産み出されるものだと理解しています。そのため、唯一無二にアイデンティティを想起させるような内装が意匠登録されるような制度でなければ、内装の意匠登録はかえって混乱を生じさせてしまうおそれがあるのではないかと思います。

人工構造物であることとの要件を満たさない空間デザイン

今般の意匠法改正の検討では、人工構造物であることとの要件を満たさない空間デザイン^{*10}は、意匠法による保護の対象外として取り扱われています。このような空間デザインは、公共性が高いものであり、いわゆる権利化によって占有されるべきものではないと思っています。このような観点は、空間デザインだけでなく、建築についても同様に理解しています。

将来的に「地形を造成して舗装し、構造物を配置した空間デザイン」や「建築物が付属物となるような空間デザイン」が意匠登録の対象になるのであれば、今回の建築物・内装と同様かそれ以上に、その制度運用について考慮し得る最大限の配慮が必要になると考えています。

今後の意匠登録制度への期待

今回の意匠法改正は、設計者の創作活動にプラスにはたらいてほしいと願っていますし、より自由で開かれたデザインの可能性を拡げるものとして機能させることが重要だと認識しています。

そのためには、意匠登録を受けるための要件、すなわち、新規性や創作非容易性の要件を満たすデザ

インのみが登録されるべきであって、このような登録基準の厳格性かつ公平性が担保されていなくてはなりません。同時にそれが設計者にとってわかりやすい環境で適用されていなければ、建築物・内装を対象とする意匠権を付与するという意匠登録制度の導入は、事業を混乱させるだけになってしまうおそれがあると考えています。

意匠法が規定する意匠の実施行為により他人の意匠権を侵害することになった場合、莫大な社会的・経済的な損失を伴うリスクが生じるおそれがあることから、たとえば、商業ビル・ホテル・大学・スポーツ施設といった建築物をデザインする者に過度な委縮効果が生じていないかどうか、審査基準上、用途および機能の分類が建築の世界における通念とかけはなれたものになっていないかを検証することも必要かもしれません。

意匠登録により権利化されたデザインが調査できるシステムや制度や、公知のデザインを簡易に安心して調査できるシステムや制度が充実していくことも期待しています。

おわりに

今回のインタビューを通じて、三菱地所設計が意匠登録を通じて実現される建築に関する公的認定・国内外への情報発信^{*11}を重視した知財活動を実践していることが明らかとなりました。

同時に、意匠登録制度ユーザーとして、特許庁や裁判所が、建築デザインの公共性と登録意匠の排他性とのバランスをどのように調整していくのかという点を注視されていることも印象深いものです。

意匠登録を通じて、オリジンを公的に記録し、デザインの系譜に足跡を残す、という意匠制度の活用思想^{*12}は、建築デザインの分野に限らず参考になると考えられます。また、意匠登録に関わる専門家に柔軟な視点を与えてくれる考え方であると思いません。

建築物・内装に係るデザインの意匠登録では、登録の対象とされる建築に関わる建築主・施工事業者・設計事務所等が複雑に絡み合うため特有の困難

を伴うことが予想されるものの、建築主をはじめとする関係者に対して、創作者および出願人が意匠登録の目的を明瞭かつ簡潔に説明できれば、意義のある意匠登録を進行することができることを「病院」の意匠登録の事例は示しているのではないのでしょうか。

建築デザインの意匠登録を通じた知的財産活動は、三菱地所設計のデザイン活動を「見える化」するための一つ的手段として、今後も継続的な活用が見込まれるものであることを実感しました^{*13}。

最後になりましたが、キラメキテラスヘルスケアホスピタルに関する構想・設計・意匠登録経過について公表の機会を与えて下さった医療法人玉昌会高田昌実理事長に心より感謝申し上げます。

*10 人工構造物であることとの要件を満たさないものの例（意匠法による保護対象外）：①人工的なものでないもの（例：自然の山、岩、石、樹木、草、河川、滝、砂浜など）、②人の手加えられているものの、自然物や地形等を意匠の主たる要素としているもの（例：自然の地形を利用した以下のもの スキーゲレンデ、ゴルフコース、自然物を主たる要素とする庭園など）（意匠審査基準第IV部 第2章 建築物の意匠6.1.1.2 意匠法における建築物に該当しないもの参照）。

*11 現在、我が国の意匠公報は、EUIPO提供するDesign View (<https://www.tmdn.org/tmdsview-web/>)にも連動され、外国へも情報発信されている。ただし、情報連携は不定期であり、出願人や創作者の書誌情報は日本語に限られており、出願人が英語による書誌情報を日本国特許庁に対して指定することはできない。英語による情報発信は、我が国の意匠制度の将来的な課題であると考えられる。

*12 安田健一R&D推進部長のコメントを筆者が転記した表現である点について附言する。

*13 三菱地所設計のR&D推進部は、自らの役割を“道路や構造物、建物といった「私たちを取り巻く空間」を支えている技術を「見える化」し、テクノロジーと生活を結んで、街を豊かにするお手伝いをします。”と公表している。三菱地所設計のR&D推進部ウェブサイト (<https://www.mj-sekkei.com/rd/>)より。